

●基準点の設置について

地図作成事業実施地区では、作業期間1年目の8月頃から、事前調査及び測量の基準とする点の設置作業を行わせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本作業は、法務局から委託を受けた作業機関の社員が、「法務局」と入った腕章と身分証明書を携帯して行います。

皆様をお願いしたいこと

この作業において設置した右のような基準点の標識等は、測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。

皆様の敷地内に立ち入る際には、居住者の方やご近所の方に、必ずお声をかけて作業を行うよう指導しておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【基準点標識の例】

